

# 鹿 児 島 県 公 報

平成24年 7 月 27 日（金）第2824号の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）  
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 訓 令

○鹿 児 島 県 国 民 保 護 対 策 本 部 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令（※）（危 機 管 理 防 災 課 取 扱 い） 1

## 訓 令

### 鹿 児 島 県 国 民 保 護 対 策 本 部 長 訓 令 第 1 号

鹿 児 島 県 国 民 保 護 対 策 本 部 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よう に 定 め る。

平成24年 7 月 27 日

鹿 児 島 県 国 民 保 護 対 策 本 部 長  
鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

鹿 児 島 県 国 民 保 護 対 策 本 部 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

鹿 児 島 県 国 民 保 護 対 策 本 部 規 程（平 成 18 年 鹿 児 島 県 国 民 保 護 対 策 本 部 長 訓 令 第 1 号）の 一 部  
を 次 の よう に 改 正 す る。

別 表 第 1 総 務 対 策 部 の 項 中 「

|       |         |
|-------|---------|
| 税 務 班 | 税 務 課 長 |
|-------|---------|

」を

「

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 税 務 班     | 税 務 課 長           |
| 総 務 事 務 班 | 総 務 事 務 セ ン タ ー 長 |

」に 改 め、同 表 環 境 林 務 対 策 部 の 項 中

「

|           |             |
|-----------|-------------|
| 林 業 振 興 班 | 林 業 振 興 課 長 |
| 森 林 整 備 班 | 森 林 整 備 課 長 |

」を

「

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 森 林 経 営 班       | 森 林 経 営 課 長       |
| か ご し ま 材 振 興 班 | か ご し ま 材 振 興 課 長 |
| 森 づ く り 推 進 班   | 森 づ く り 推 進 課 長   |

」に 改 め、同 表 保 健 福 祉 対 策 部 の 項 中

「

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 保 健 医 療 福 祉 班 | 保 健 医 療 福 祉 課 長 |
|---------------|-----------------|

」を

「

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 保 健 医 療 福 祉 班 | 保 健 医 療 福 祉 課 長 |
| 地 域 医 療 整 備 班 | 地 域 医 療 整 備 課 長 |

」に 改 め、同 表 出 納 対 策 部 の 項 中

「

|           |             |
|-----------|-------------|
| 庁 舎 管 理 班 | 庁 舎 管 理 課 長 |
| 管 理 調 達 班 | 管 理 調 達 課 長 |

」を

「

|       |         |
|-------|---------|
| 管 財 班 | 管 財 課 長 |
|-------|---------|

」に 改 め、同 表 備 考 中「危 機 管 理 防 災 課」の

次 に「，原 子 力 安 全 対 策 課」を 加 え る。

別 表 第 5 総 務 対 策 部 の 部 税 務 班 の 項 の 次 に 次 の よう に 加 え る。

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 総 務 事 務 班 | 他 の 班 の 応 援 に 関 す る こ と。 |
|-----------|--------------------------|

別 表 第 5 企 画 対 策 部 の 部 情 報 政 策 班 の 項 中「他 の 班 の 応 援」を「本 庁 と 出 先 機 関 及 び 市 町 村

とを結ぶ情報通信ネットワークの運用」に改め、同表環境林務対策部の部中

|       |  |
|-------|--|
| 林業振興班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 林道の被害の調査及び応急措置に関すること。</li> <li>2 林業振興課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。</li> <li>3 武力攻撃災害復旧用の木材の供給に関すること。</li> </ol>  |
| 森林整備班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 治山関係施設等の被害の調査及び応急措置に関すること。</li> <li>2 造林地等の被害の調査に関すること。</li> <li>3 県営林の被害の調査に関すること。</li> <li>4 林野火災に関すること。</li> <li>5 森林整備課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。</li> </ol> |

を

|          |   |
|----------|---|
| 森林経営班    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 造林地等の被害の調査に関すること。</li> <li>2 森林経営課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。</li> </ol>   |
| かごしま材振興班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 林道の被害の調査及び応急措置に関すること。</li> <li>2 武力攻撃災害復旧用の木材の供給に関すること。</li> </ol>   |
| 森づくり推進班  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 治山関係施設等の被害の調査及び応急措置に関すること。</li> <li>2 県営林の被害の調査に関すること。</li> <li>3 林野火災に関すること。</li> <li>4 森づくり推進課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。</li> </ol> |

に改め、同

表保健福祉対策部の部保健医療福祉班の項中

|   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>4 り災者の医療救護（死体の検案を含む。）に関すること。</li> <li>5 医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）との連絡及び医療機関への指示に関すること。</li> <li>6 部内各班の連絡調整に関すること。</li> </ol> |
|---|

を

|   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>4 医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）との連絡及び医療機関への指示に関すること。</li> <li>5 部内各班の連絡調整に関すること。</li> </ol> |
|---|

に改め、同項の次に次のように加

える。

|         |   |
|---------|---|
| 地域医療整備班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 り災者の医療救護及び助産に関すること。</li> <li>2 災害救護事務（死体の検案を含む。）に関すること。</li> </ol> |
|---------|---|

別表第5農政対策部の部農産園芸班の項中「農業関係」を「農産物等」に改め、同表出納対策部の部を次のように改める。

|       |     |   |
|-------|-----|---|
| 出納対策部 | 会計班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 出納対策部の総括に関すること。</li> <li>2 部内各班の連絡調整に関すること。</li> </ol>     |
|       | 管財班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の応急設営に関すること。</li> <li>2 武力攻撃災害時における本庁の施設の利用に関</li> </ol> |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | すること。<br>3 有線通信の運用及び保守に関すること。<br>4 本庁電気施設の保守及び非常発電に関すること。<br>5 国民保護事務のための車両に関すること。<br>6 武力攻撃災害対策用物品の調達に関すること。 |
|--|--|---|

## 附 則

この訓令は、平成24年 7 月 27 日から施行する。